

千葉県報

定例
令和6年12月6日

主要目次

告示

- 土地改良事業計画の変更認可
- 患畜の発生
- 道路区域の変更（三件）
- 道路の供用開始（二件）
- 土砂災害警戒区域の指定
- 土砂災害特別警戒区域の指定
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可
- 公告
- 土地改良区役員の退任及び就任
- 都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧
- 特定調達公告
- 入札公告

告示

示

千葉県告示第五百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、成田北部土地改良区の成田北部地区における土地改良事業（農業用排水施設の管理）計画の変更を令和六年十一月二十七日付けで認可した。

この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。）、処分取消しの訴えを提起することができる（なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この認可の日の翌日から起算して一年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

令和六年十二月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第五百九十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり患畜の発生の届出があった。

令和六年十二月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

病名	患畜又は疑似患畜の区分	家畜の種類	頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	患畜	牛	一	旭市塙	令和六年十月三日

千葉県告示第五百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び葛南土木事務所において、令和六年十二月六日から三週間、縦覧に供する。

令和六年十二月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 道路の種類 県道

二 路線名 王子金町市川線

三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
市川市押切一四番一地先から二〇番二地先まで	前 後	二四・〇〇メートルから二八・二五メートルまで 二六・九五メートルから三二・三五メートルまで	八二・〇〇メートル 八二・〇〇メートル

千葉県告示第五百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び市原土木事務所において、令和六年十二月六日から三週間、縦覧に供する。

令和六年十二月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 道路の種類 一般国道 二 路線名 二百九十七号 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
市原市米原字山田沢二、五	前	八・七四メートルから一四・二二メートルまで	三七・四二メートル

第13997号			千 葉 県 報		令和6年12月6日（金曜日）	
			千 葉 県 告 示 第 六 百 号		道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び成田土木事務所において、令和六年十二月六日から三週間、縦覧に供する。 令和六年十二月六日	
			千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人			
			一 道路の種類 県道			
			二 路線名 大里小池線			
			三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長			
			区 間		変 更 の 前 後 別	
			山武郡芝山町 飯櫃字寺家下 三二番一地先 から山田字宮 下一五四番二 地先まで		敷 地 の 幅 員	
			後		延 長	
			七・五〇メートルから 二一・五一メートルまで		六五五・五〇メートル	
			一五・一六メートルから 五五・七五メートルまで		六五五・五〇メートル	

宝竜寺一五	富津市宝竜寺及び桜井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
宝竜寺一六	富津市宝竜寺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
宝竜寺一七	富津市宝竜寺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
宝竜寺一八	富津市宝竜寺及び桜井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
宝竜寺一九	富津市宝竜寺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
宝竜寺二〇	富津市宝竜寺及び君津市作木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
岩坂八	富津市岩坂の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
岩坂九	富津市岩坂の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
岩坂一〇	富津市岩坂の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
岩瀬一三	富津市岩瀬及び小久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
岩瀬一四	富津市岩瀬の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
岩瀬一五	富津市岩瀬の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
亀沢四一	富津市亀沢及び亀田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
亀沢四二	富津市亀沢及び佐貫の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
亀沢四三	富津市亀沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
亀沢四四	富津市亀沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
亀沢四五	富津市亀沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
亀沢四六	富津市亀沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

亀沢四七	富津市亀沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
亀沢四八	富津市亀沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
亀沢四九	富津市亀沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
亀沢五〇	富津市亀沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
亀沢五一	富津市亀沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
亀沢五二	富津市亀沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
亀田二〇	富津市亀田及び佐貫の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
亀田二一	富津市亀田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
亀田二二	富津市亀田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
亀田二三	富津市亀田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
亀田二四	富津市亀田及び佐貫の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
近藤一一	富津市近藤の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷三六	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷三七	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
絹八	富津市絹の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
絹九	富津市絹及び上の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
絹一〇	富津市絹及び西大和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

絹 一 一	富津市絹及び西大和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
佐 貫 四	富津市佐貫の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
佐 貫 五	富津市佐貫の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
佐 貫 六	富津市佐貫及び花香谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
佐 貫 七	富津市佐貫の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
佐 貫 八	富津市佐貫の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
佐 貫 九	富津市佐貫の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小久保六五	富津市小久保及び亀田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小久保六六	富津市小久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小久保六七	富津市小久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小久保六八	富津市小久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小久保六九	富津市小久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小久保七〇	富津市小久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小久保七一	富津市小久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小久保七二	富津市小久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小久保七三	富津市小久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
障子谷一四	富津市障子谷及び絹の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
障子谷一五	富津市障子谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

障子谷一六	富津市障子谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上五三	富津市上の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上五四	富津市上及び近藤の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上五五	富津市上の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上五六	富津市上の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上五七	富津市上の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上五八	富津市上の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上五九	富津市上の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上六〇	富津市上の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上六一	富津市上の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上六二	富津市上の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上六三	富津市上の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西大和田七	富津市西大和田及び絹の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西大和田八	富津市西大和田及び相野谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西大和田九	富津市西大和田及び岩瀬の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西大和田一〇	富津市西大和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西大和田一一	富津市西大和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

相野谷二四	富津市相野谷及び西和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
相野谷二五	富津市相野谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
相野谷二六	富津市相野谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
相野谷二七	富津市相野谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中八	富津市中、小久保及び岩瀬の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中九	富津市中及び岩瀬の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中一〇	富津市中及び絹の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
鶴岡三二	富津市鶴岡及び花香谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
鶴岡三三	富津市鶴岡及び佐貫の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
鶴岡三四	富津市鶴岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
萩生二四	富津市萩生の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
萩生二五	富津市萩生の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
八田沼二一	富津市八田沼、中及び近藤の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
八田沼二二	富津市八田沼の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
八田沼二三	富津市八田沼の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
八田沼二四	富津市八田沼の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
八田沼二五	富津市八田沼及び中の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
湊一一	富津市湊の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

湊一二	富津市湊の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
湊一三	富津市湊の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
桜井一五	富津市桜井及び宝竜寺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
豊岡二四	富津市豊岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び君津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第六百四号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。
令和六年十二月六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
馬登二一	君津市馬登及び富津市桜井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
一色五	富津市一色の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
一色六	富津市一色及び君津市郡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
花香谷七	富津市花香谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
花香谷八	富津市花香谷、佐貫及び鶴岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

第 1 3 9 9 7 号										千 葉 県 報		令和 6 年 12 月 6 日（金曜日）																																																							
花香谷九	富津市花香谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	宝竜寺一四	富津市宝竜寺、花香谷及び佐貫の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	宝竜寺一五	富津市宝竜寺及び桜井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	宝竜寺一六	富津市宝竜寺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	宝竜寺一七	富津市宝竜寺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	宝竜寺一八	富津市宝竜寺及び桜井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	宝竜寺一九	富津市宝竜寺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	宝竜寺二〇	富津市宝竜寺及び君津市作木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	岩坂八	富津市岩坂の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	岩坂九	富津市岩坂の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	岩坂一〇	富津市岩坂の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	岩瀬一三	富津市岩瀬及び小久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	岩瀬一四	富津市岩瀬の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	岩瀬一五	富津市岩瀬の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	亀沢四一	富津市亀沢及び亀田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり								
亀沢四二	富津市亀沢及び佐貫の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	亀沢四三	富津市亀沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	亀沢四四	富津市亀沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	亀沢四五	富津市亀沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	亀沢四六	富津市亀沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	亀沢四七	富津市亀沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	亀沢四八	富津市亀沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	亀沢四九	富津市亀沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	亀沢五〇	富津市亀沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	亀沢五一	富津市亀沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	亀沢五二	富津市亀沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	亀田二〇	富津市亀田及び佐貫の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	亀田二一	富津市亀田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	亀田二二	富津市亀田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	亀田二三	富津市亀田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	亀田二四	富津市亀田及び佐貫の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	近藤一一	富津市近藤の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

小久保六九	小久保六八	小久保六七	小久保六六	小久保六五	佐貫九	佐貫八	佐貫七	佐貫五	佐貫四	絹一	絹一〇	絹九	絹八	金谷三七	金谷三六	
富津市小久保の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市小久保の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市小久保の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市小久保の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市小久保及び亀田の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市佐貫の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市佐貫の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市佐貫の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市佐貫の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市佐貫の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市絹及び西大和田の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市絹及び西大和田の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市絹及び上の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市絹の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	
上六二	上六一	上六〇	上五九	上五八	上五七	上五六	上五五	上五四	上五三	障子谷一六	障子谷一五	障子谷一四	小久保七三	小久保七二	小久保七一	小久保七〇
富津市上の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市上の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市上の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市上の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市上の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市上の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市上の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市上の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市上及び近藤の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市上の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市障子谷の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市障子谷の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市障子谷及び絹の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市小久保の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市小久保の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市小久保の区域のうち、次の図面に示す区域	ち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

（金曜日）令和6年12月6日	
第3号	千葉県庁立体駐車場 予定使用電力量 94,000キロワット時
	（2）調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
第7号	（3）履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
	（4）履行場所 千葉県知事が指定する場所
第9号	（5）入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
	（6）電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。
第13号	2 入札に参加する者に必要な資格
	（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
第17号	（2）物品等入札参加業者適格者名簿に記載されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。
	（3）この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
第19号	（4）この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
	（5）電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
第27号	（6）電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。
	（7）令和6年度における千葉県電力の調達に係る環境配慮方針に基づく判定結果が「適合」である者であること。
第29号	3 入札書の提出場所等
	（1）入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉県中央区市場町1番1号 千葉県総務部管財課庁舎管理室 電話043（223）2098
第37号	（2）電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/
	（3）入札説明書の交付期間 令和6年12月6日から令和7年1月14日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
第39号	（4）入札書の提出期限
第47号	ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和7年1月29日午後5時
	イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和7年1月29日午後5時
第49号	（5）開札の日時及び場所 令和7年1月30日午前10時 千葉県庁中庁舎6階管財課入札室
	4 その他
第57号	（1）契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
	（2）入札保証金及び契約保証金
第59号	ア 入札保証金 免除
	イ 契約保証金 千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。）第99条の規定によるものとする。
第67号	（3）入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から（4）により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
	（4）入札参加資格の確認
第69号	ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。
	（ア）提出期限 令和7年1月14日午後5時
第77号	（イ）提出先 3（2）電子入札システムのURLに同じ。
	イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3（1）に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。
第79号	（ア）提出期限 令和7年1月14日午後5時
	（イ）提出場所 3（1）に示す場所
第87号	（5）入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。
	（6）契約書の作成の要否 要
第89号	（7）落札者の決定方法 この公告に示した物品等を提供できると千葉県知事が判断した入札者であって、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
	（8）契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであって

も、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。 (9) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和7年度歳入歳出予算が令和7年3月31日までに千葉県議会で可決された場合において、同年4月1日に確定させる。 (10) その他 詳細は、入札説明書による。 5 Summary (1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity to be consumed at Chiba Prefectural Government Buildings(Main Building, Central Building, Assembly Building and three other facilities)(1set) (2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 29 January , 2025 (3) Contact point for the notice: Property Management Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-2098	
--	--

購読料

本号

一部

三六円

発

行

者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

購読申込先

〇四三（二二三）二六五八